

労務管理講習会

誤った労災保険請求手続きを行わないために

～災害発生後、初期対応を誤らないよう提出する請求書の 種類・受理される書類の作成等を具体的にわかりやすく解説～

労災保険制度は、労働者の業務上の事由または通勤による災害に対して所定の給付を行うことを目的としています。災害が発生した際、状況に応じて迅速、かつ、内容に応じた請求書による手続きが求められることになりますが、初期の対応を誤るとその後の事務処理が複雑になり、労災保険給付が遅れることがあります。労働基準監督署で労災保険請求手続きを行い、労災保険請求業務を熟知した元労災監察官から、具体的な事例も踏まえ、災害発生後、初期対応を誤らないよう提出する請求書の種類・受理される書類の作成等をわかりやすく解説いたします。

日時	令和8年2月5日(木) 13:30~16:00 開場・受付開始 13:00
場所	一般社団法人三田労働基準協会 1階研修センター 港区芝4-4-5 三田労働基準協会ビル（裏面案内図参照）
内容	(1) 労働災害発生後すみやかに確認する事項 (2) 使用する保険・手続き (3) 請求書の種類の判断 (4) 監督署に受理してもらい、スムーズに処理してもらうための書類作成の注意点 (5) 平均賃金の算定 (6) その他（死傷病報告等）
講師	高 橋 健 氏（特定社会保険労務士、元労災監察官）
参加費	会員 5,500円 会員以外 7,700円（資料代含む） 消費税免税事業者 次の口座に1月29日(木)までにお振り込みください。 みずほ銀行渋谷支店 普通 0206823 渋谷労働基準協会 お申込み後の取り消しは1月29日までにお願いいたします。それ以降の取消しについては受講料を賜りますのでご了承ください。
申込方法 申込先	定員30名 裏面申込書にご記入のうえ、1月29日までにFAXでお申し込みください。受講番号を付して返信いたしますので、当日受付に提出してください。 渋谷労働基準協会 渋谷区鷺谷町19-19 ソフィアハウス2C号室 TEL:6416-3720 FAX:6416-3721
その他	この講習は、渋谷、三田、大田、品川、新宿労働基準協会の共催により開催し、幹事は三田労働基準協会です。

誤った労災保険請求手続きを行わないために

申込書兼参加票

令和8年2月5日(木) 13:30~16:00 開場・受付開始 13:00

会員の別	<input checked="" type="checkbox"/> を付けてください。 渋谷・三田・品川・大田・新宿・池袋・会員以外	
事業場名		
所在地	〒	
連絡担当者	部署	TEL
	氏名	FAX
受講者	氏名(フリガナ)	受講番号
受講者	氏名(フリガナ)	受講番号

返送FAX番号: 6416-3721
(渋谷労働基準協会)

注: ◈返信された参加票を持参し、受付にご提出ください。

◆個人情報は本講習会以外の目的に利用することはありません。

三田労働基準協会 1階研修センター

港区芝4-4-5

TEL: 3451-0901

山手線・京浜東北線

田町駅西(三田)口 8分

地下鉄浅草線・三田線

三田駅 A9出口 1分

《会場案内図》

受付日
月 日

